



産業廃棄物ハンドブック

～産業廃棄物の適正処理のために～

倉敷市

目 次

(1ページ)	(11ページ)
・ 廃棄物とは	・ 循環型社会形成の推進
・ 産業廃棄物とは	(12・13ページ)
(2ページ)	・ 産業廃棄物処理施設
表-1 産業廃棄物の種類	(14・15ページ)
(3ページ)	・ 野外焼却の禁止
表-2 特別管理廃棄物の種類	(16ページ)
(4ページ)	・ 不法投棄の禁止
・ 事業者の責務	(17ページ)
・ 事業者の処理	・ 建設リサイクル法
・ 処理の委託	・ 自動車リサイクル法
(5ページ)	(18・19ページ)
・ 産業廃棄物処理業者	・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法
(6・7ページ)	(20ページ)
・ 産業廃棄物の保管・処理基準	・ 罰則
(8・9ページ)	(21ページ)
・ 産業廃棄物管理票制度	・ Q&A
(10ページ)	・ 問い合わせ先
・ 電子マニフェストシステム	

◆ 本書で用いる省略形

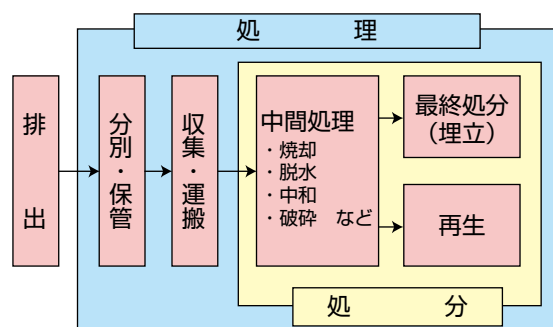
「廃棄物処理法」又は「法」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（政令）
規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（省令）
細則	倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（倉敷市規則）
（特別管理）産業廃棄物	本書で単に「産業廃棄物」という場合、原則として「特別管理産業廃棄物を含む全ての産業廃棄物」を指しますが、許可に関することなどで特に「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物」という必要がある場合、このように表記します。 ※関係法令について、条文番号が【法12（12の2）】のように並んでいるときは〈 〉の外が産業廃棄物、〈 〉の中が特別管理産業廃棄物の条文番号です。

※条文番号の後にある（ ）の中の数字は項番号です。

◆ 「処理」「処分」などの用語の説明

廃棄物の「処理」とは、廃棄物が発生してから最終的な処分が完了するまでに行われる行為をさしている言葉で、このうち、廃棄物を物理的、化学的、生物学的な方法により無害化、安全化、安定化させるために行う「中間処理」、自然界に還元する「最終処分」をさして「処分」といいます。

中間処理によって廃棄物を再び利用できるようにする「再生」も広い意味で「処分」に含まれます。



廃棄物とは

廃棄物とは、占有者自らが利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、これに該当するか否かは、そのものの性状、排出の状況、通常取引形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。

廃棄物の処理等については、昭和45年12月25日に制定された廃棄物処理法に定められており、この法律において、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）と定められています。【法2】

次のものは廃棄物処理法の適用から除外されています。

- ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生じる土砂その他これに類するもの
- ・漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ・土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

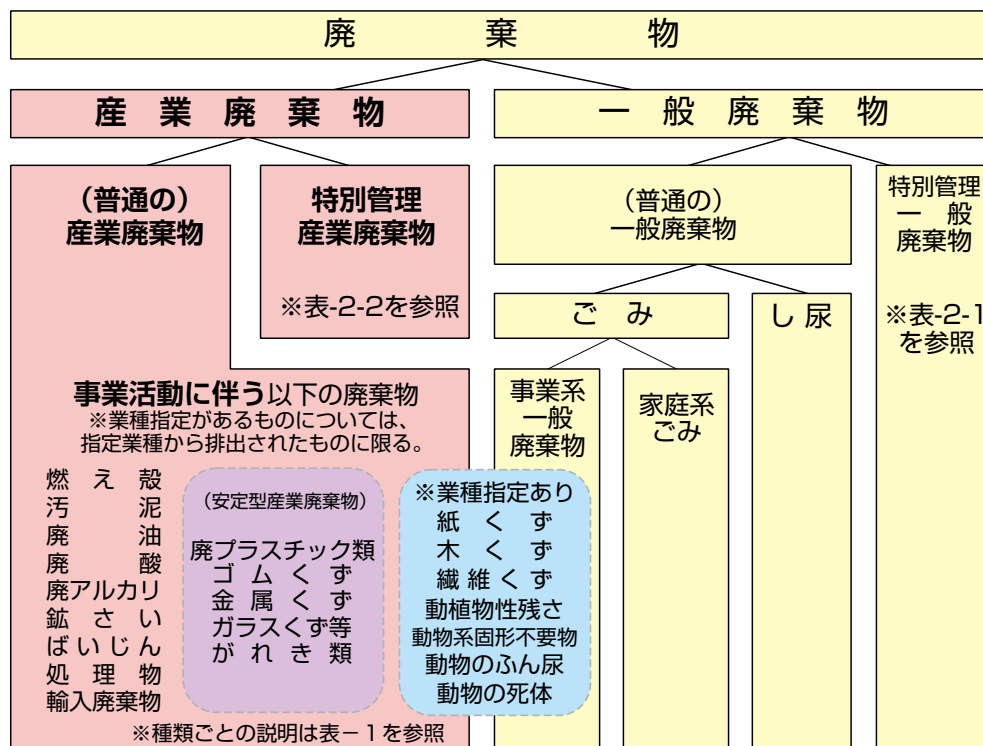
産業廃棄物とは

【法2(2)(4)、令2(産業廃棄物)】

法及び令では、産業廃棄物として、事業活動に伴って排出される21種類の廃棄物が定められており、産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物であると定められています。廃棄物の分類を図であらわすと下のようになります。事業活動に伴って生じる廃棄物は、事業系一般廃棄物(※)になるものを除き、全てが産業廃棄物です。

※紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体は、令で指定された業種から発生する場合のみ産業廃棄物となり、指定された業種以外から発生する場合は事業系一般廃棄物となります。

(詳細は表-1を参照のこと)



■ 特別管理廃棄物

【令1(特別管理一般廃棄物)、令2の4(特別管理産業廃棄物)】

法では、産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」「特別管理一般廃棄物」として区分し、処理方法等を別に定めています。(表-2を参照のこと)

表－１ 産業廃棄物の種類

種 類			例
1	燃 え 殻		石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
2	汚 泥		工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかすなど
3	廃 油		鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4	廃 酸		廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
5	廃 アルカリ		廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
⑥	廃プラスチック類		合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7	紙 く ず (※)	指定業種	紙くず及び板紙くずなど (PCBが塗布され、又は染み込んだものは業種を問わない。)
		建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るものに限る。	
8	木 く ず (※)	指定業種	木くず、おがくず、パーク類など (貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）及びPCBが染み込んだものは業種を問わない。)
		建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るものに限る。	
9	織 維 く ず (※)	指定業種	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど（PCBが染み込んだものは業種を問わない。)
		建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。	
10	動植物性残さ (※)		あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
11	動物系固形不要物 (※)		牛の頭部、脊髄及び回腸など（と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物）、牛の廃せき柱
⑫	ゴ ム く ず		天然ゴムくずのみ
⑬	金 属 く ず		鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
⑭	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		ガラスくず、レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くず、廃石膏ボードなど (注) 廃石膏ボード（紙を取り除いたものを含む。）については、安定型産業廃棄物から除かれる。
15	鉱 さ い		高炉、転炉、電気炉などの残さ、溶銑炉のスラグ、廃石、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など(注) 路盤材として使用されたものは「がれき類」となる。
⑯	が れ き 類		工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート・アスファルトの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物
17	動物のふん尿		牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。)
18	動物の死体		牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。)
19	ば い じ ん		大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20	処 理 物		1～19及び21に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
21	輸 入 廃 棄 物		輸入された廃棄物（上記の1～20及び令第2条の2、第2条の3に規定する「航行廃棄物」及び「携帯廃棄物」を除く。)

備考 1 ○印は、「安定型産業廃棄物」といいます。
2 (※) 印については、業種の限定があり、指定業種以外から発生した廃棄物は一般廃棄物（事業系一般廃棄物）になります。
3 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿を除く。）を石綿含有産業廃棄物といいます。石綿含有産業廃棄物には、通常の産業廃棄物の処理基準に加え、他のものと混合しないで区分して収集運搬することや、破碎・切断が原則禁止される等、特有の処理基準が適用されます。

表－２ 特別管理廃棄物の種類

１ 特別管理一般廃棄物

種 類	例
P C Bを使用した部品	一般廃棄物である廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジから取り出されたP C B使用部品
ば い じ ん	処理能力が200kg／時以上又は火格子面積が2㎡以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん施設で集められたもの
感 染 性 一 般 廃 棄 物	医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある一般廃棄物
ダ イ オ キ シ ン 類	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定される特定施設（廃棄物焼却炉）から排出され、ダイオキシン類を3 ng／gを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥（廃ガス洗浄施設を有するもの）

２ 特別管理産業廃棄物

種 類		例
廃	油	揮発油類、灯油類、軽油類 (燃焼しやすいもの：おおむね引火点70℃以下)
廃	酸	水素イオン濃度指数 (pH) が2. 0以下の廃酸 (著しい腐食性を有する廃酸)
廃	アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が12. 5以上の廃アルカリ (著しい腐食性を有する廃アルカリ)
感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃 P C B 等	廃 P C B 及び P C B を含む廃油
	P C B 汚 染 物	・ P C B が塗布されたり、染み込んだ汚泥、紙くず・木くず・繊維くず等 ・ P C B が付着したり、封入された廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず等
	P C B 処 理 物	廃 P C B 等又は P C B 汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃 石 綿 等	・ 建築物その他工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿 ・ 建築物その他工作物から除去した飛散性の石綿含有保温材等（石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材など） ・ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で、石綿が付着しているおそれのあるもの ・ 大気汚染防止法第2条第11項に規定される特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
	そ の 他	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銧さい、ばいじん又は表1の20に掲げる産業廃棄物のうち、政令で定められた特定施設等から排出されるものであって、有害物質（注）について、環境省令で定める基準に適合しないもの (注) アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
ば い じ ん		輸入廃棄物の焼却に伴って排出され、集じん施設で集められたもので環境省令で定める基準に適合しないもの
ダ イ オ キ シ ン 類		ダイオキシン類を 3 ng／gを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥及びこれらを処分するために処理したもの（輸入廃棄物又は輸入廃棄物の焼却に伴って、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定される特定施設（廃棄物焼却炉）から排出されたものに限る。）

事業者の責務

事業者は、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物が適正に処理されることについて責任を持たなければなりません。

【法3（事業者の責務）】

- 事業者は、その廃棄物を自らの責任において適正に処理するか、その処理を処理業者（※後述）に委託しなければなりません。
- 廃棄物を再生利用するなどして廃棄物の減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等の際し、その製品・容器等が廃棄物となった場合の処理の困難性についてあらかじめ自ら評価したうえで適正な処理方法などについての情報を提供するなど、適正な処理が困難とならないようにしなければなりません。
- 自治体の長（倉敷市長など）から廃棄物処理法に基づき産業廃棄物に関する事項について報告を求められたときは、報告しなければなりません。

【法11(1)、法12(5)】

【法3(2)】

【法18(1)（報告の徴収）】

事業者の処理

原則として、事業者はその廃棄物を自ら処理しなければなりません。（事業者処理の原則）

【法11(1)】

- 産業廃棄物の処理に当たっては、人の健康や環境に支障が生じないように、無害化、安定化、減量化などの適正な処理を行う必要があります。
- 事業者が自ら産業廃棄物の処理を行う場合は、産業廃棄物処理基準等に従い、適正に処理しなければなりません。

【法12(1)〈12の2(1)〉】

処理の委託

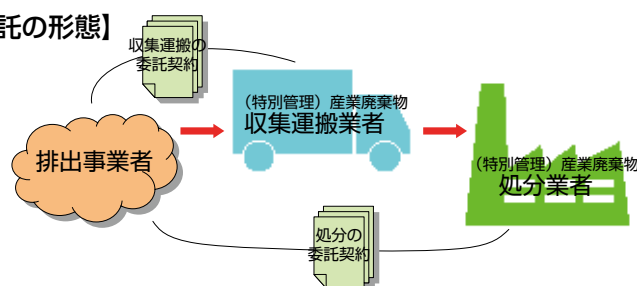
排出事業者が自ら産業廃棄物を処理できない場合は、委託基準に従って、その処理を産業廃棄物処理業者等に委託しなければなりません。

【法12(5)(6)、令6の2〈法12の2(5)(6)、令6の6〉】

- 処理を委託しようとする場合は、あらかじめ処理業者に許可証の提示を求め、

【委託の形態】

- ① 処理業者の氏名又は名称及び住所
- ② 業の区別
- ③ 許可内容（取り扱える産業廃棄物の種類及び処理の内容）
- ④ 許可の期限及び条件



について確認するとともに、可能な限り現地に赴き、処理施設の能力等を調査してください。

- 処理を委託するに当たっては、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ委託契約書を締結しなければなりません。契約書の保存期間は契約終了の日から5年間です。

【令6の2、規則8の4の2～3〈令6の6、規則8の16の3～4〉】

【契約書に記載すべき内容】

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 産業廃棄物の種類、数量② 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地③ 処分又は再生を委託する場合<ul style="list-style-type: none">・ 処分又は再生する場所の所在地・ 処分又は再生の方法・ 処分又は再生に係る施設の処理能力④ 処分（最終処分を除く）を委託する場合<ul style="list-style-type: none">・ 最終処分する場所の所在地・ 最終処分の方法・ 最終処分に係る施設の処理能力⑤ 委託契約の有効期間⑥ 委託者が受託者に支払う料金⑦ 受託者が収集運搬業又は処分業の許可を有する場合は、その事業の範囲 | <ul style="list-style-type: none">⑧ 運搬であって、積替え又は保管を行う場合<ul style="list-style-type: none">・ 積替え又は保管場所の所在地・ 保管できる産業廃棄物の種類・ 積替えのための保管上限⑨ 安定型産業廃棄物を積替え又は保管する場合<ul style="list-style-type: none">・ 他の廃棄物と混合することの拒否等⑩ 産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報<ul style="list-style-type: none">・ 産業廃棄物の性状及び荷姿・ 腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化に関する事項・ 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障等・ 日本工業規格（JISC0950号）に規定 | <ul style="list-style-type: none">する含有マークがついている産業廃棄物の場合、そのマークの表示に関する事項（パソコン・エアコン・テレビ・電子レンジ・衣類乾燥機・洗濯機が廃製品となったもの。）・ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨・ その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項 <ul style="list-style-type: none">⑪ 契約期間中に⑩の情報に変更があった場合の情報の伝達方法に関する事項⑫ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項⑬ 契約解除時の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項 |
|---|---|---|

産業廃棄物処理業者

他人から委託を受けて産業廃棄物の収集運搬又は処分を行う場合には、産業廃棄物処理業の許可が必要です。

【法 14、14 の 2（14 の 4、14 の 5）】

- 産業廃棄物処理業は、取り扱う産業廃棄物の種類と内容により、次の 4 種類の許可があります。
（普通の）産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とでは、廃棄物の性質や処理方法が全くの別物であるため、許可も別々になっています。

業の区分 廃棄物の種類	収集運搬業	処分業
（普通の）産業廃棄物	① 産業廃棄物収集運搬業	② 産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物	③ 特別管理産業廃棄物収集運搬業	④ 特別管理産業廃棄物処分業

- 倉敷市内において（特別管理）産業廃棄物収集運搬業を行おうとする者は岡山県知事（または倉敷市長）の許可を、（特別管理）産業廃棄物処分業を行おうとする者は倉敷市長の許可を受けなければなりません。

【許可の基準】

施設に係る基準、申請者の能力に係る基準等の一定の許可基準があります。

【欠格要件】

「禁錮以上の刑もしくは廃棄物処理法や関係法令違反での罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者」等の欠格要件があります。

■ 優良産業廃棄物処理業者認定制度

【令 6 の 9(2)、規則 9 の 3】

遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組みの実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る 5 つの基準に適合する優れた能力及び実績を有するとの認定を自治体の長から受けた産業廃棄物処理業者については、業の許可の有効期限が 7 年となります（通常は 5 年）。

【収集運搬業の許可は都道府県に一本化されました】

※但し、積替保管を伴うものを除く

これまで、倉敷市内で（特別管理）産業廃棄物収集運搬業を行う場合は、倉敷市内のみにおいて有効な倉敷市長の許可が必要でしたが、平成 23 年 4 月 1 日より、岡山県知事の許可があれば、倉敷市を含む岡山県全域で（特別管理）産業廃棄物収集運搬業を行うことができるようになっていきます。（ただし、倉敷市内で積替保管を行う場合は、引き続き倉敷市長の許可が必要です。）

この時点において、すでに岡山県と倉敷市の両方の許可を持っていた場合で、倉敷市の許可内容が全て岡山県の許可に含まれている場合は、倉敷市の許可が不要となっており、この日をもって倉敷市の許可は失効となっています。

倉敷市の許可に、岡山県では許可されていない内容が含まれている場合、倉敷市の許可は許可証に記載された有効期限まで有効となりますが、有効期限以降も同じ内容の運搬を倉敷市内で行い、かつ岡山県の許可も必要である場合は、岡山県の許可について変更許可を受けるなどして許可の範囲を広げておく必要があります。（この場合、倉敷市の許可は失効となり、以後、岡山県の許可のみで業を行うこととなります。）

■ 許可業者の検索

岡山県内の産業廃棄物処理業の許可を有している業者は以下のホームページで検索できます。

岡山県循環資源総合情報支援センター URL <http://junkan.pref.okayama.jp/junkan/>

■ 市内搬入処分事前協議

【細則 33】

岡山県外に事業所を有し、当該事業所から生じた産業廃棄物を倉敷市内で処分しようとする事業者は、「市内搬入処分事前協議書」を最初の市内搬入処分予定日の 3 ヶ月前までに倉敷市長に提出し、承認を得なければなりません。

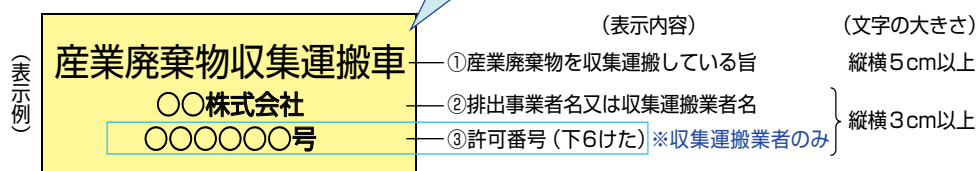
産業廃棄物の保管・処理基準

- 排出事業者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、その産業廃棄物を無害であるだけでなく、環境汚染をもたらさない状態にしておくことを法により義務付けられていますが、これは産業廃棄物を排出する事業者としての社会的責任でもあります。
【法12〈法12の2〉】
- 法では、排出事業者が産業廃棄物の「収集、運搬、処分等の基準」、「保管の基準」及び「帳簿類の記載及び保存」等を規定し、遵守を義務付けています。
【令6〈6の5〉】 【規則8〈8の13〉】

■ 収集・運搬に関すること

【車両への表示事項】

産業廃棄物を収集運搬する車両の両側面に次の内容を表示しなければなりません。



【携帯書類】

（排出事業者が自分で運搬する場合）

次の内容が記載された書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

（収集運搬業者が運搬する場合）

①許可証の写し

②次のいずれかの書類

ア 紙マニフェストの場合

交付されたマニフェスト

イ 電子マニフェストの場合

- ・電子マニフェスト使用証の写し
- ・次の内容を記載した書面あるいは電子データ

- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・委託者の氏名又は名称
- ・積載日
- ・積載した事業場の名称、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、連絡先



■ 保管に関すること

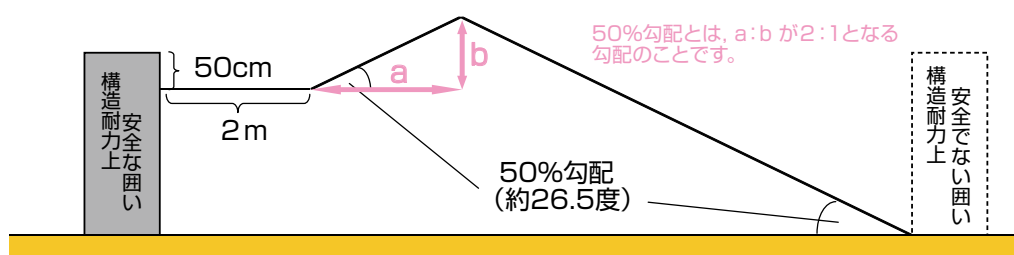
【保管の基準】

- ・保管場所の周囲に囲いが設けられていること。
- ・見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所である旨及び必要事項を表示した掲示板が設けられていること。
- ・産業廃棄物が飛散したり、流出したり、地下に浸透したり、悪臭が発散したりすることのないよう、必要な措置を講ずること。
- ・ねずみが生息したり、蚊やハエなどの害虫が発生したりしないようにすること。
- ・産業廃棄物を屋外で容器に入れずに保管する場合には、下図で示す範囲に廃棄物が収まるようにすること。

【保管場所の表示】

※縦横60cm以上の看板に次の内容を明記のこと。

- 産業廃棄物（積替）保管場所
- ① 保管する産業廃棄物の種類
（石綿含有産業廃棄物を含む場合はその旨を記載）
 - ② 管理者の名称（責任者氏名）
 - ③ 連絡先（住所、電話番号）
 - ④ 最大保管高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合）
 - ⑤ 最大保管量（積替又は処分を行う場合）



■ 特に注意を要する品目

【石綿含有産業廃棄物】

【法12、令6】

（収集・運搬）破碎されることのないよう、また、他の産業廃棄物と混合することのないように区別して行わなければなりません。

（処分）石綿の飛散を防止するため、破碎・切断等が禁止されています。処分は埋立等により行わなければなりません。

【廃石綿等】

【法12の6、令6の5】

（収集・運搬）耐水性の材料で二重梱包又は固形化し、他の産業廃棄物と混合することのないように区別して行わなければなりません。

（処分）あらかじめ固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重梱包したうえで埋立をする必要があります。

【分析証明書の保有が義務付けられる産業廃棄物】

【細則17】

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい及びばいじんを排出する事業者は「産業廃棄物の分析証明書の保有」が必要です。

【特別管理産業廃棄物】

【法12の2(8)(9)】

特別管理産業廃棄物が発生する事業場を設置している事業者は、一定の資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

■ 建設工事に伴い発生する廃棄物

- 建設工事に伴って発生する（特別管理）産業廃棄物を事業場又は工事現場の外に保管する場合、保管の用に供される場所の面積が300㎡以上であれば、市長への届出が必要です。

【法12(3)(4)〈12の2(3)(4)〉、規則8の2、8の2の2〈8の13の2、8の13の3〉】

- 建設工事が下請（一次、二次、…）によって行われる場合は、元請業者が排出事業者となります。ただし、下請負人が行う現場内での保管、廃棄物の運搬又は処分の委託及び少量の一定の廃棄物の運搬については、下請負人も排出事業者とみなされます。

【法21の3、規則18の2】

産業廃棄物の事業場外保管の事前届出制度【法12(3)〈12の2(3)〉】

排出事業者は、建設工事に伴い発生する（特別管理）産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管するときは、あらかじめ市長に届け出なければなりません。これに違反した場合は6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

- ①届出対象：保管の用に供する面積として300㎡以上
 - ②届出場所における産業廃棄物の保管については、産業廃棄物処理基準の積替や保管に関する基準が適用される。
 - ③届出事項を変更する場合：事前に届出
 - ④保管場所での保管の廃止：その日から起算して30日以内に届出
- ※（特別管理）産業廃棄物処理業の許可の範囲で行うもの及びPCB特措法に基づく届出を行ったPCB廃棄物の保管は対象外となっています。（下請負人が事業場外で保管を行う場合は（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可が必要）

非常災害時の届出…非常災害のために必要な応急措置として保管を行うときは、保管した日から14日以内に市長に届け出なければなりません。（違反した場合は20万円以下の過料）

※保管の用に供する面積が300㎡未満の保管や建設廃棄物以外の保管等の、届出対象とならない事業場外保管についても、積替えや保管に関して産業廃棄物処理基準が適用されます。



建設廃棄物にかかる処理責任【法21の3】

建設工事に伴って発生する廃棄物については、その建設工事の元請負人が廃棄物処理法の排出事業者となります。

許可が不要となる場合を除き、下請負人が廃棄物を処理するためには、廃棄物処理業の許可を有し、元請負人から適法な委託を受けなければなりません。

下請負人が許可不要となる例

- ①下請負人による建設工事現場内での保管（ただし、元請負人、下請負人ともに産業廃棄物保管基準の適用を受ける。）
- ②次のいずれにも該当する産業廃棄物を下請負人が運搬する場合
 - ・産業廃棄物の運搬を行うことが書面による請負契約で定められていること
 - ・建築物等に係る維持修繕工事で、請負代金が500万円以下であるもの
 - ・元請負人が使用権限を有する保管場所への運搬（建設現場と同一又は隣接の都道府県）
 - ・運搬途中で保管を行わないこと
 - ・1回の運搬が1㎡以内の廃棄物
 - ・特別管理産業廃棄物でないこと
 - ・必要事項を記載した書類を作成し携行

産業廃棄物管理票制度

【法 12 の 3、規則 8 の 21 ～ 8 の 30 の 2】

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際にマニフェストを交付し、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度です。

【排出事業者】

- ① 次の事項を記載したマニフェストを交付します。
 - ・委託する産業廃棄物の種類及び数量
 - ・運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称
 - ・その他環境省令で定める事項
- ② マニフェストを交付したときは、その写しを 5 年間保存しなければなりません。
- ③ 90 日（特別管理産業廃棄物に係るものは 60 日、中間処理産業廃棄物の最終処分完了に係るものは 180 日）以内に運搬受託者又は処分受託者からマニフェストの写しが送付されないときは、その状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければなりません。



（写真）紙マニフェスト A～E 票

- ④ マニフェストの写しの送付を受けたときは、収集運搬、中間処理及び最終処分が終了したことをその写しにより確認し、5 年間保存しなければなりません。

【収集運搬業者】

- ① 産業廃棄物の運搬を終了したときは、マニフェストに必要事項を記入し、10 日以内にマニフェストの交付者に写しを送付しなければなりません。
- ② マニフェストの写しを 5 年間保管しなければなりません。

【処分業者】

- ① 産業廃棄物の処分を終了したときは、マニフェストに必要事項を記入し、10 日以内に交付者に写しを送付しなければなりません。
- ② 中間処理を行った後、2 次マニフェストを交付して処分委託した残さ物について、最終処分完了の旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、排出事業者が交付したマニフェストに最終処分完了の旨^{*}を記載し、最終処分が適正に終了したことを確認の上、10 日以内にマニフェストの交付者に写しを送付しなければなりません。

※最終処分を行った場所の所在地及び最終処分終了年月日

- ③ マニフェストの写しを 5 年間保管しなければなりません。

■ 産業廃棄物管理票交付等状況報告制度

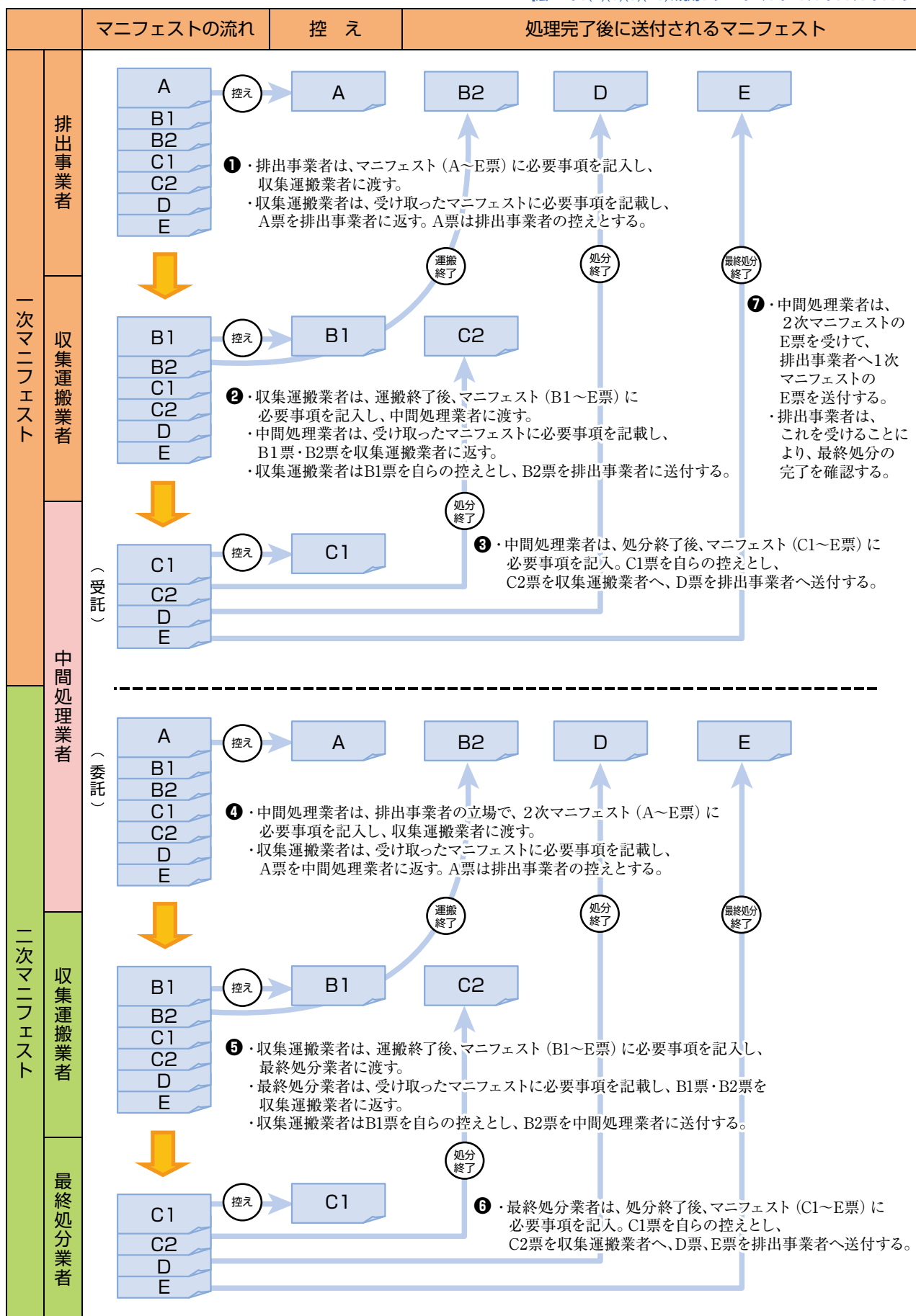
マニフェストを交付して産業廃棄物を処理委託した事業者（中間処理業者を含む）は、毎年 6 月 30 日までに、前年度（その年の 3 月 31 日以前の 1 年間）に交付したマニフェストの交付状況を、市長に報告しなければなりません。

【法 12 の 3(7)、規則 8 の 27】

電子マニフェストを利用した場合は、情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）が集計を行い、市長に報告を行うため、事業者が自ら市長へ報告する必要はありません。

※控え及び処理完了後に送付されるmanifestは、5年間保存する義務があります。(B1票を除く。)

【法12の3(2)(6)(9)(10)、規則8の21の2、8の26、8の30、8の30の2】



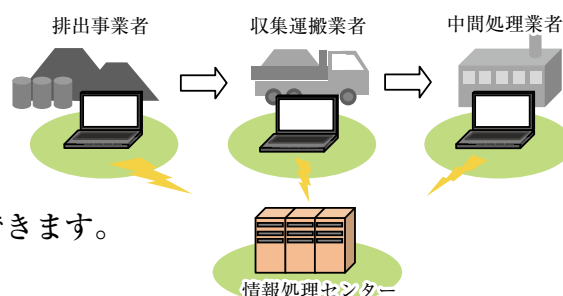
電子マニフェストシステム

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）を介したネットワークで運用する仕組みです。

【導入のメリット】

① 事務処理の効率化

- ・画面上で廃棄物の処理状況を容易に確認できます。
- ・マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用できます。
- ・マニフェストの保存が不要です。
- ・排出事業者が毎年行う産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要です。



② データの透明性

- ・マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存しています。
- ・排出、収集、処分の3者がマニフェスト情報を閲覧・監視することにより、不適切なマニフェストの登録・報告を防止できます。

③ 法令の遵守

- ・法で定める必須項目をシステムで管理していますので、入力漏れを防止できます。
- ・運搬終了、処分終了、最終処分終了報告の有無を電子メールや一覧表等で確実に確認できます。
- ・終了報告の確認期限が近づくと排出事業者には注意喚起します。
- ・マニフェストの紛失の心配がありません。

※ 電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が加入する必要があります。

電子マニフェストの利用状況は??

電子マニフェストの登録件数は、平成25年度で約1,746万件となり、総マニフェストに対する電子化率（電子マニフェストの利用率）は約35%となっています。

電子マニフェストの導入に御協力を!!

倉敷市も、排出事業者として電子マニフェストを導入しています。排出事業者・産業廃棄物処理業者の皆様におかれましても電子マニフェストの導入に御協力をお願いします。

《電子マニフェスト加入（加入料、加入手続き等）についての問合せ先》
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
[サポートセンター] TEL: 03-5275-7023
FAX: 03-5275-7112

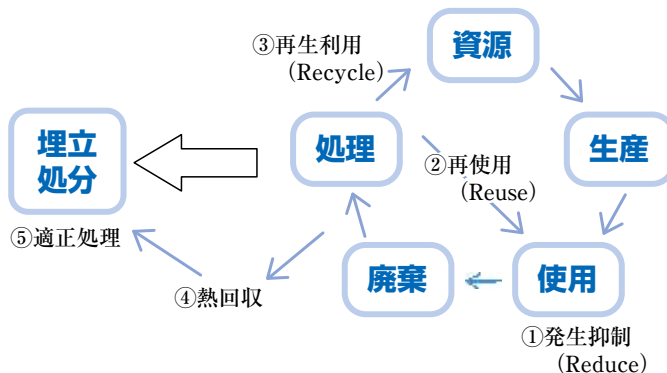


循環型社会形成の推進

■ 循環型社会の概念

循環型社会形成推進基本法では、右図①から⑤の順に優先順位が付けられています。

①発生抑制(Reduce)、②再利用(Reuse)、③再生利用(Recycle)の取組みは、その頭文字をとって3Rと呼ばれ、循環型社会形成の基本原則となっています。



■ 多量排出事業者の届出

- 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上、又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、**（特別管理）産業廃棄物処理計画を作成し、当該年度の6月30日までに計画を市長へ提出しなければなりません。** **【法12(9)〈12の2(10)〉】**

更に、この計画を作成した多量排出事業者は、翌年度の6月30日までに、計画の内容に対する実施状況を市長に報告しなければなりません。 **【法12(10)〈12の2(11)〉】**

- 市長は、提出された計画及び実施状況を踏まえ、市内の産業廃棄物の発生及び処理の実態の把握に努めるとともに、インターネット利用によりこれらを公表します。この公表によって、事業者の自主的な減量化や住民への情報提供、周知啓発が推進されることで、市内で発生する産業廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理を推進します。 **【法12(11)〈12の2(12)〉】**

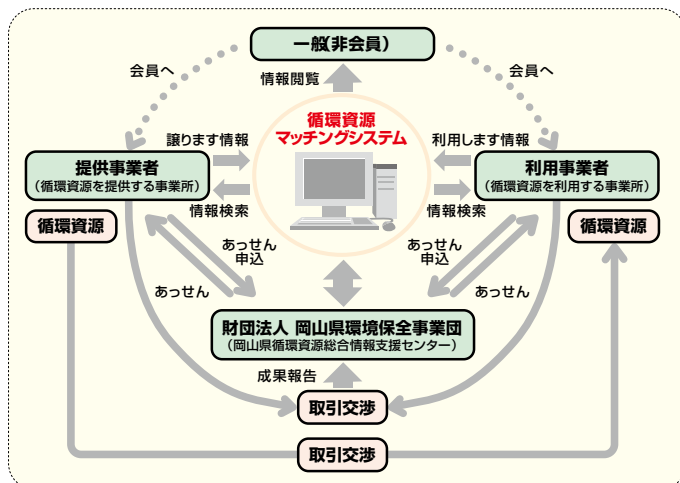
多量排出事業者処理計画又は処理計画の実施状況の報告の提出をせず、若しくは虚偽の報告をした多量排出事業者に対する罰則(20万円以下の過料)規定が設けられています。



■ 循環資源情報（マッチングシステム）

事業者の事業活動に伴って発生する循環資源を他の事業者が有効に利用できる場合があります。

循環資源マッチング制度は、こうした循環資源を提供する事業者と循環資源を利用する事業者をマッチング（あっせん）することにより、循環資源を有効に活用し、循環型社会の形成を推進していくための制度です。



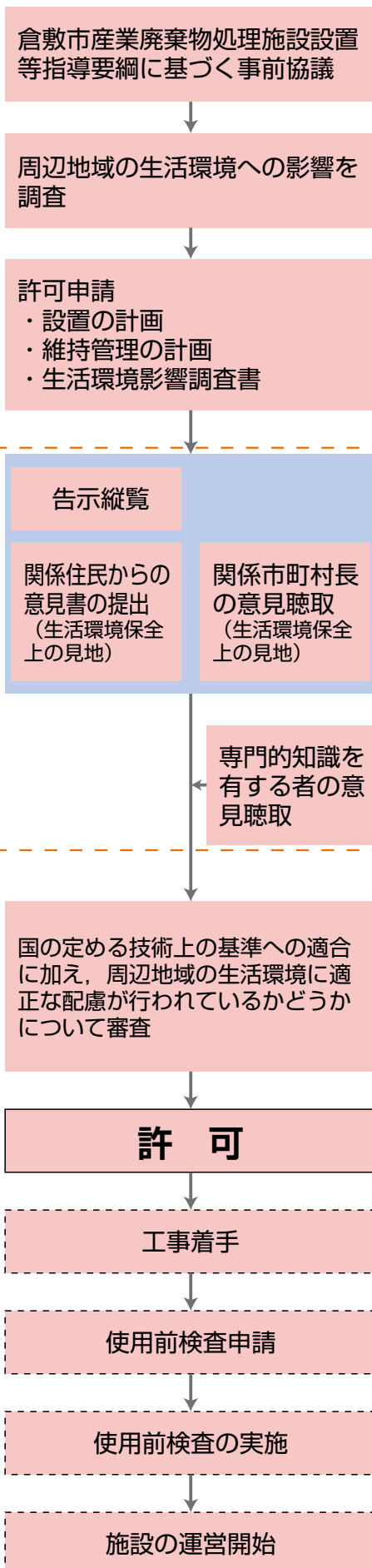
岡山県では、岡山県循環資源総合情報支援センターのホームページより、マッチングシステム情報の受信・発信を行っています。

岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、岡山県循環資源総合情報支援センターとして公益財団法人岡山県環境保全事業団が指定されています。

産業廃棄物処理施設

- 表－３に掲げる産業廃棄物処理施設を設置あるいは構造・規模の変更しようとする者は、右のフロー図に従い、事前に市長の許可を受けなければなりません。【法 15、15 の 2 の 6】
- 産業廃棄物処理施設の設置又は変更の工事が完了したときは、その使用開始前に市長の使用前検査を受け、許可申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、施設を使用することができません。【法 15 の 2 (5)】
- 産業廃棄物処理施設の設置者は、
- ① 施設の維持管理が適正に行われるよう、一定の資格を有した「技術管理者」を置かなければなりません。【法 21】
 - ② 産業廃棄物の処理に関して帳簿を備え、保存しなければなりません。【法 12 (13)】
 - ③ 当該施設が技術上の基準に適合するかどうかについて、5 年 3 ヶ月ごとに、あらかじめ申請をした上で市長の検査（産業廃棄物処理施設に係る定期検査）を受けなければなりません。【法 15 の 2 の 2、規則 12 の 5 の 2～3】
 - ④ 産業廃棄物処理施設設置等の許可申請書に記載した維持管理計画に従い、産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければなりません。また、維持管理計画及び維持管理の状況に関する情報をインターネットの利用等により公表しなければなりません。【法 15 の 2 の 3、規則 12 の 7 の 2】
 - ⑤ 処分した産業廃棄物について、種類・数量、排ガス・放流水の測定結果等、施設の維持管理に関する事項を月ごとに記録し、利害関係者の求めに応じて閲覧させなければなりません。【法 15 の 2 の 4、規則 12 の 7 の 5】
- 産業廃棄物最終処分場の設置者は、埋立処分が終了するまでの間は毎年度、維持管理積立金を積み立てなければなりません。【法 15 の 2 の 4】
- 産業廃棄物処理施設設置者が、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその施設において処理する場合は、あらかじめ、処理する一般廃棄物の種類を市長に届けておけば、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けることなく、その施設を、当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができます。【法 15 の 2 の 5】
- 最終処分場の設置者は、市長の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができます。【法 15 の 2 の 6】
- 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者は、施設に関する技術上の基準及び申請者の能力に関する基準に適合するときは市長の認定を受けることができます。この認定は 5 年ごとに受ける必要がありますが、この認定を受けた場合、法第 15 条の 2 の 2 に定める定期検査を受ける必要がありません。【法 15 の 3 の 3、令 7 の 3、規則 12 の 11 の 6～8】
- 産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。また、施設の設置許可を受けた法人が合併又は分割する場合、その施設の設置者の地位を継承する法人は市長の許可を受けなければなりません。【法 15 の 4】

(主に焼却施設と最終処分場の場合)



表－３ 産業廃棄物処理施設

令第7条 の号番号	産業廃棄物処理施設		許可対象規模（処理能力）
1	汚泥の脱水施設		10m ³ ／日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	乾燥施設	10m ³ ／日を超えるもの
		天日乾燥	100m ³ ／日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設		5m ³ ／日を超えるもの 200kg／時以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設		10m ³ ／日を超えるもの
5	廃油の焼却施設 (廃PCB等を除く。)		1m ³ ／日を超えるもの 200kg／時以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設		50m ³ ／日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設		5 t／日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設		100kg／日を超えるもの 火格子面積2m ² 以上のもの
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設		5 t／日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		すべてのもの
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		すべてのもの
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		すべてのもの
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設		すべてのもの
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		すべてのもの
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		すべてのもの
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		すべてのもの
13の2	産業廃棄物の焼却施設（木くず等）		200kg／時以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
14	産業廃棄物の 最終処分場	イ 遮断型最終処分場	すべてのもの
		ロ 安定型最終処分場	
		ハ 管理型最終処分場	

野外焼却の禁止



野外焼却は禁止されています！

焼却設備を用いずに廃棄物を焼却処理する、いわゆる「野外焼却」が問題となっています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物の野外焼却は、一部の例外を除いて、禁止されています。

野外焼却の問題点

- ダイオキシンが発生します。
- 大量の煙が発生し、近隣の迷惑となります。
- 本来有効な資源が活用できません。



法16条の2

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

政令

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。	事例
① 国又は地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理者による河川敷の草焼き、道路管理者による路側帯の草焼き、海岸管理者による漂着物等の焼却 等
② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稲わらの焼却（廃タイヤの焼却は不可） 等
③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事、塔婆の供養焼却 等
④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、漁網にかかったゴミの焼却等（廃ビニールの焼却は不可）
⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー、どんと焼き 等

例外の規定は直罰の対象とならない焼却ですが、住宅密集地など地域の状況によっては周囲の環境保全上問題となることがあります。これらの焼却による煙によって、近隣の方々への迷惑となることもありますので、やむを得ず焼却をする場合は、近隣の方々の理解を得た上で迷惑にならないような対策を取ってください。

不法焼却を行った場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金又はその両方に処せられます。

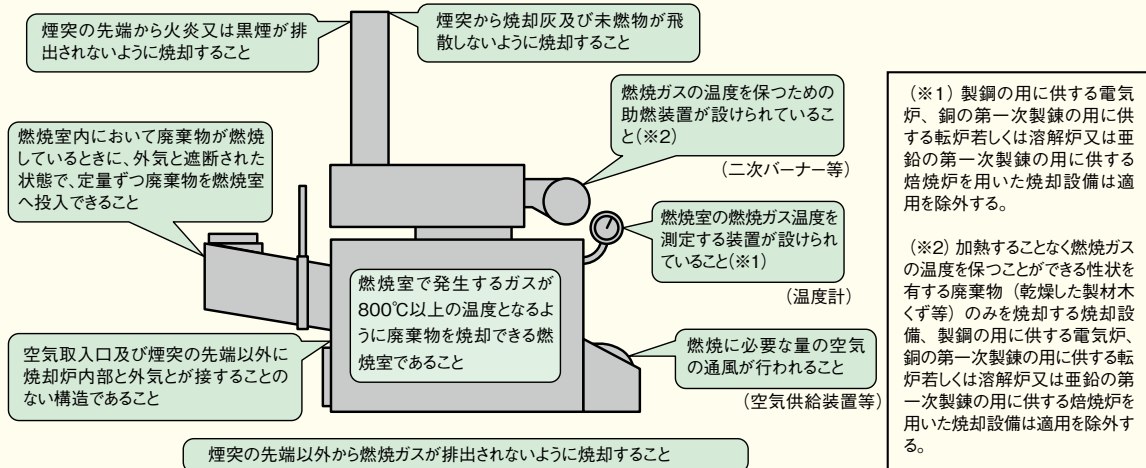


焼却は基準に合った焼却炉を正しく使用して 行う場合のみ認められます。

- 廃棄物処理法においては、処理基準で「焼却の際には焼却設備を用いて焼却すること」と規定されていますが、その基準は下図のとおりです。（焼却能力によらず適用されるため、**基準に適合しない簡易な焼却炉は使用できません。**） **【令3二、6二〈6の5二〉、規則1の7】**

ポイント

- ① 焼却炉の規模に関係ありません。
- ② ダイオキシン類対策特別措置法の排ガス基準を満たしていても適用されます。
- ③ 一般廃棄物・産業廃棄物の区分や、自己物・他人物の区分も関係なく適用されます。



ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類は、ゴミの焼却による燃焼工程、金属精錬の燃焼工程、紙の塩素漂白工程など、様々なところで発生しており、人の生命、健康に重大な影響があることから、その影響を防止するために、「ダイオキシン類対策特別措置法」が公布され、平成12年1月15日から施行されています。

この法律の中で、事業者はその責務として、その事業活動に伴って発生するダイオキシン類の対策として必要な措置を自ら講じるとともに、国や地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないとされています。

特に、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類を排出する施設のうち政令で定めるものは特定施設として規制の対象となり、これらを倉敷市内に設置しようとする人は、事前に倉敷市長への届け出が必要です。

また、これら特定施設に対しては、ダイオキシン類の排出基準が適用されます。

1 規制対象となる廃棄物焼却炉の規模

焼却能力が50kg／時以上又は火床面積が0.5㎡以上

2 ダイオキシン類濃度の測定

年1回以上、排出ガス、燃え殻、ばいじんなどに含まれるダイオキシン類の測定が義務づけられます。

(注) 特定施設には、廃棄物焼却炉以外の施設も該当する場合があります。

詳しくは、倉敷市環境政策課（TEL(086)426-3391）までおたずねください。

不法投棄の禁止

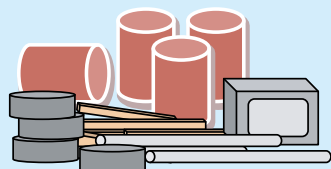


不法投棄は犯罪です！

産業廃棄物を公共の河川や道路はもちろん、その土地の所有者であるか否かにかかわらず山林や田畑などへ捨てたり放置したりすることは、生活環境を保全するために法律で全面的に禁止されています。

不法投棄の問題点

- 環境汚染を引き起こします。
- 原状回復には多大な費用がかかります。
- 本来有効な資源が活用できません。



法16条

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

- 「みだりに」とは「正当な理由なく」や「故なく」と同じ意味です。
- 産業廃棄物は基準に従って自ら適正に処理するか、若しくは知事等の許可を受けた者に処理を委託する必要があります。自分の土地であっても穴を掘って埋めるなどすれば不法投棄にあたります。
- 不法投棄の未遂や、不法投棄する目的で廃棄物を収集運搬した者についても罰せられます。
- 排出事業者は、廃棄物の最終処分が終了するまで、一連の処理が適正に行われることに対して責任を負わなければなりません。

不法投棄をした場合、5年以下の懲役又は1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金又はその両方に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。

排出事業者自らが不法投棄を行わない場合でも、処理委託を受けたものが不法投棄を行えば排出事業者も責任を問われることがありますので、可能な限り調査し、信頼できる処理業者に委託することが大切です。



不法投棄発見通報先

⇒倉敷市産業廃棄物対策課

⇒不法投棄110番

つうほうさんばい

086-426-3385

0800-200-2438

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

建設工事に係る再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る目的で、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が平成14年5月30日に施行されています。

倉敷市内での特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルトの4種類）を用いた一定規模以上の建設工事（下表）について、工事発注者による倉敷市長への事前届出、工事受注者による一定の技術基準に従った分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施、工事受注者から発注者への完了報告が義務付けられました。また、適正な解体工事の実施を確保するため、解体工事業者に対して、都道府県知事への登録及び解体工事現場への技術管理者の設置を義務付けています。

なお、建設リサイクル法に関する届出の問い合わせ先は次のとおりです。

・倉敷市建設局建築部建築指導課 TEL (086) 426-3501

■ 一定規模以上の工事

工 事 の 種 類	規模の基準
建築物の解体	床面積 80㎡
建築物の新築・増築	床面積 500㎡
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	工事金額 1億円
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	工事金額 500万円

自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

使用済自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引き取って、リサイクル（フロン類については破壊）を適正に行うことを、「拡大生産者責任」の考え方に基づき、自動車製造業者・輸入業者（以下「自動車製造業者等」とする。）義務付けることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量化や再資源化及び再生部品の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る目的で「使用済自動車の再資源化等に関する法律」が、平成17年1月1日から施行されています。

使用済自動車等を扱う関連事業者は、引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者に分類され、倉敷市内で事業を行う場合は倉敷市長の登録（引取業者及びフロン類回収業者）又は許可（解体業者及び破碎業者）が必要となります。これらの事業者は、役割が次のとおり決められています。

① 引取業者（登録）

自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。

② フロン類回収業者（登録）

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類を適正に回収し、自動車製造業者等へ引き渡す。

③ 解体業者（許可）

使用済自動車から有用な部品取り等を行う。再資源化基準に従ってバッテリー、タイヤ、廃油・廃液、室内照明用蛍光灯を回収し再資源化（不可能な場合は廃棄物として適正処理）を適正に行い、エアバッグ類を自動車製造業者等へ引き渡す。

④ 破碎業者（許可）

解体自動車の圧縮・せん断（破碎前処理）又はシュレッダー（破碎）を行う。再資源化基準に従って鉄、アルミニウム等を可能な範囲で分別回収し、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）を自動車製造業者等へ引き渡す。

自動車リサイクル法では、関連事業者の登録・許可制、リサイクル料金の新車購入時（自動車リサイクル法施行前の車両は車検又は廃車時）の預託、電子マニフェスト制度の導入により、使用済自動車の不法投棄を防止する仕組みになっています。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物特別措置法

ポリ塩化ビフェニル（PCB）はトランスやコンデンサの絶縁油等に使用されていましたが、難分解性や毒性の問題から昭和47年に新たな製造や使用が禁止されました。これら機器類で不要になったものを「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物」と呼びます。これらの廃棄物を倉敷市内に保管している方は、倉敷市長への届出、適正な保管及び**処理期限内の処分**等が義務付けられています。

（１）PCB廃棄物の種類

高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱状トランス、照明用安定器、廃PCB、PCBを含む油、廃感圧複写紙、PCBが付着した廃ウエス等。

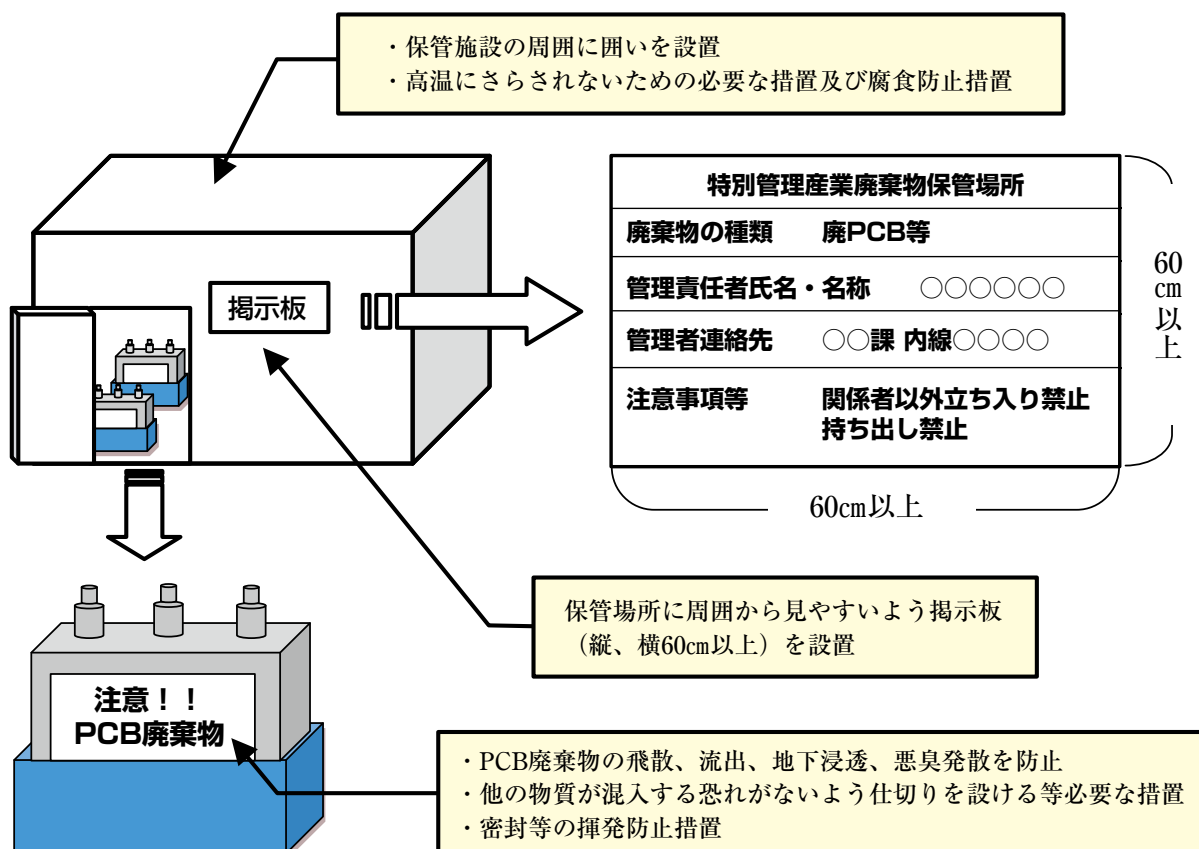
なお、PCBを使用していないとするトランスなどの中には、低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの（微量PCB汚染廃電気機器等という）が数多く存在することが明らかとなっており、これらもPCB廃棄物です。

（２）保管等の状況の届出

毎年度6月30日までに、前年度末におけるPCB廃棄物の保管及び処分の状況について、届出が必要です。

（３）保管基準の遵守

PCB廃棄物の保管事業者は、環境省令で定める技術上の基準に従い、PCB廃棄物を適正に保管しなければなりません。



(4) PCB廃棄物の処理

PCBの処理は廃棄物の区分（高濃度・低濃度）に応じた処理施設で、処理期限内に処理する必要があります。

	(高濃度) PCB 廃棄物	低濃度 PCB 廃棄物
廃棄物の種類	● PCB を使用した電気機器廃棄物 ・コンデンサ (PCB 濃度概ね 100%) ・トランス (PCB 濃度概ね 60%) ● PCB によって汚染された廃棄物 (蛍光灯安定器など)	・微量 PCB 汚染廃電気機器等 (非意図的に PCB が混入した廃棄物) ・低濃度 PCB 含有廃棄物 (濃度が 5,000mg/kg 以下の廃棄物)
処理施設	中間貯蔵・環境安全事業 (株) (JESCO) (中国・四国・九州は北九州事業所)	無害化処理認定施設・PCB に関する特別管理産業廃棄物処理の許可施設
	処理の登録に関するお問い合わせ先	PCB 処理施設設置事業者 (倉敷市周辺)
	中間貯蔵・環境安全事業 (株) PCB 処理営業部管理課 TEL:(03)5765-1935 URL:http://www.jesconet.co.jp/ ※処理を行うには中間貯蔵・環境安全事業(株)への処理対象物の登録が必要です。また、中小企業に対しては処理費用軽減制度があり、処理料金の 70% (破産者等は 95%) が軽減されます。	○水島エコワークス(株) (倉敷市) ●エコシステム山陽(株) (岡山県美咲町) ○三光(株) (鳥取県) ○(株)富士クリーン (香川県) ○(財)愛媛県廃棄物処理センター(愛媛県) ○…油のみ ●…筐体のみ ○…筐体及び油 (全国に 20 施設ほど。詳細は環境省 HP 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設をご覧ください。)
処理期限	トランス・コンデンサ:平成 31 年 3 月末 蛍光灯安定器・汚染物:平成 34 年 3 月末	平成 39 年 3 月 (処理完了)

(5) 紛失の防止

PCB廃棄物を他の廃棄物と混同して保管していると、保管場所の工事や清掃等の際に、誤って他の廃棄物と共に廃棄される恐れがあります。個別に表示を設置したり、現場に立ち会う等十分に注意して管理してください。また、保管状況等の届出の際も、毎年、全てのPCB廃棄物の保管状況を再確認してください。

(6) その他

- PCB廃棄物は譲り渡し、譲り受けが禁止されており、譲り渡し、譲り受けを行った場合、3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方を科せられます。
- 保管場所を変更する場合は、事前に保管場所変更計画書を提出した上、変更後10日以内に保管事業場変更の届け出が必要です。
- 保管事業者について、相続、合併又は分割があったときは、承継後30日以内に届け出が必要です。
- PCB廃棄物の保管等の業務を適正に行うために、保管事業所ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

罰 則

廃棄物処理法に違反した場合には、次のような罰則があります。

(1) 廃棄物処理法第25条（5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ①無許可営業 | ⑨不正手段による処理施設設置許可取得 |
| ②不正手段による処理業許可取得・許可の更新 | ⑩処理施設の無許可変更 |
| ③無許可変更 | ⑪不正手段による処理施設変更許可取得 |
| ④不正手段による処理業変更許可取得 | ⑫廃棄物の無確認輸出（未遂犯を含む） |
| ⑤事業停止命令・措置命令違反 | ⑬産業廃棄物処理の受託禁止違反 |
| ⑥委託基準違反（無許可業者への委託） | ⑭廃棄物の投棄禁止違反（未遂犯を含む） |
| ⑦名義貸しの禁止違反 | ⑮廃棄物の焼却禁止違反（未遂犯を含む） |
| ⑧処理施設の無許可設置 | ⑯指定有害廃棄物の保管・処理違反 |

【法人等に対する加重罰】 上記①～④、⑫、⑭、⑮を法人が行った場合は3億円以下の罰金刑に処せられます。

(2) 廃棄物処理法第26条（3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこの併科）

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ①廃棄物処理の委託基準違反、再委託禁止違反 | ④廃棄物の無許可輸入 |
| ②処理施設の使用停止・改善命令違反 | ⑤輸入許可条件違反 |
| 廃棄物処理基準に係る改善命令違反 | ⑥廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬 |
| ③処理施設の無許可譲り受け、無許可借り受け | |

(3) 廃棄物処理法第27条（2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金又はこの併科）

- ・廃棄物の無確認輸出入予備

(4) 廃棄物処理法第28条（1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金）

- | |
|-----------------------------------|
| ①情報処理センター職員の守秘義務違反 |
| ②指定区域内の土地形質変更計画の変更命令・土地形質変更措置命令違反 |

(5) 廃棄物処理法第29条（6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金）

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ①欠格要件該当届出義務違反、建設系産業廃棄物の事業場外保管の届出義務違反 | ⑩処理未了時における管理票虚偽記載送付・報告
最終処分未通知時における管理票虚偽記載送付・報告 |
| ②処理施設使用前検査受検義務違反 | ⑪電子管理票虚偽登録 |
| ③管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載交付 | ⑫電子管理票報告義務違反、虚偽報告 |
| ④収集運搬における管理票写し送付・記載義務違反、虚偽記載送付 | ⑬管理票勧告に係る措置命令違反 |
| ⑤管理票回付義務違反 | ⑭処理困難時における委託者への通知義務違反 |
| ⑥処分における管理票写し送付・記載義務違反、虚偽記載送付 | ⑮処理困難時における委託者への通知の写し保存義務違反 |
| ⑦管理票写し保存義務違反 | ⑯指定地域内の土地形質変更届出違反 |
| ⑧虚偽の管理票交付 | ⑰処理施設の事故時応急措置命令違反 |
| ⑨管理票未交付での産業廃棄物処理の受託 | |

(6) 廃棄物処理法第30条（30万円以下の罰金）

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ①帳簿備え付け・記載・保存義務違反、虚偽記載 | ⑤処理責任者・管理責任者設置義務違反 |
| ②業廃止・変更届出、施設変更・相続届出義務違反など | ⑥報告拒否、虚偽報告 |
| ③定期検査の拒否・妨害・忌避 | ⑦立入検査・収去の拒否・妨害・忌避 |
| ④処理施設の維持管理記録・備え置き違反 | ⑧技術管理者設置義務違反 |

(7) 廃棄物処理法第33条（20万円以下の過料）

- | | |
|--|-----------------------------|
| ①非常災害のために必要な応急措置として建設系産業廃棄物の事業場外保管の届出義務違反、指定区域内の土地形質変更届出義務違反 | ②多量排出事業者の処理計画報告の拒否、虚偽報告 |
| | ③多量排出事業者の処理計画実施状況報告の拒否、虚偽報告 |

(8) 廃棄物処理法第34条（10万円以下の過料）

- ・未登録における登録廃棄物再生事業者の名称使用

Q&A

※政令市…政令指定都市、中核市など産業廃棄物処理業の許可に関する権限を有すると政令で定められた市のこと

【Q1】他人の(特別管理)産業廃棄物を都道府県を越えて収集・運搬する場合、通過する全ての都道府県・政令市(※)で収集運搬業の許可を取得する必要がありますか。	【A1】(特別管理)産業廃棄物を積み込む地域と降ろす地域を所管する都道府県の許可があればよく、通過のみの都道府県の許可は必要ありません。 政令市(※)で積替保管を行う場合は、その政令市の許可が必要となります。
【Q2】廃棄物処理法第15条の許可を受けた処理施設で他人の(特別管理)産業廃棄物を自由に処理することができますか。	【A2】他人の(特別管理)産業廃棄物を処理するためには、廃棄物処理法第14条第6項(第14条の4第6項)に規定される(特別管理)産業廃棄物処分業の許可を受ける必要があります。
【Q3】産業廃棄物の処理を委託する際、マニフェストを交付すれば、排出事業者と処理業者との間で委託契約書を交わす必要はありませんか。	【A3】マニフェストとは別に委託契約書を交わす必要があります。廃棄物処理法第12条第6項(第12条の2第6項)の規定により、排出事業者と処理業者の委託契約は文書(電子化された文書も可)により行う必要があります。
【Q4】排出事業者が交付するマニフェストは、1年分まとめて交付しても良いですか。	【A4】マニフェストは、排出事業者が産業廃棄物を処理業者に引き渡すたびに交付しなければなりません。 一度に複数台の車両を用いて産業廃棄物を排出する場合、原則として車両ごとにマニフェストを交付する必要がありますが、同時に引き渡され、かつ運搬先が同一である場合は1枚にまとめて差し支えありません。
【Q5】排出事業者から受託した産業廃棄物の処理について、都合によりその一部を他の処理業者に再委託することは自由にできますか。	【A5】再委託は原則として禁止されています。(法14(16)、令6の12) やむを得ず再委託をしなければならない場合、排出事業者の書面による承諾など一定の条件を満たさなければなりません。

◎ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入先・各種講習の問い合わせ先

一般社団法人 岡山県産業廃棄物協会
〒701-1152 岡山市北区津高628-6
TEL(086)254-9383 FAX(086)254-8766

◎ 廃棄物処理施設技術管理者の講習の問い合わせ先

一般財団法人 日本環境衛生センター(西日本支局)企画事業部研修課
〒816-0943 福岡県大野城市白木原3丁目5-11
TEL(092)593-8226 URL <http://www.jesc.or.jp/>

◎ 各種許可申請書・報告書等の提出先及び問い合わせ先

倉敷市環境リサイクル局
リサイクル推進部産業廃棄物対策課
〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
TEL(086)426-3385
FAX(086)421-0144
メール iwst@city.kurashiki.okayama.jp
URL <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/sampai/i/>

(岡山市)
環境局 産業廃棄物対策課 TEL(086)803-1303
(岡山県)
・本庁 環境文化部 循環型社会推進課
TEL(086)226-7308
・備前県民局 環境課 TEL(086)233-9805
・備中県民局 環境課 TEL(086)434-7007
・美作県民局 環境課 TEL(0868)23-1243

資源の有効活用を推進し 産業廃棄物を減量しましょう！

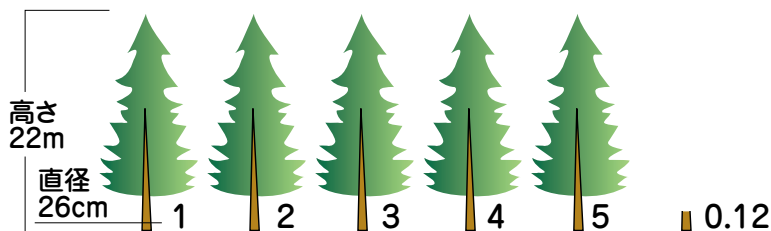
平成27年3月 発行

編集 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課

このハンドブックの作成には岡山県産業廃棄物処理税交付金を活用しています。
用紙は再生紙を使用しています。



インキは有害なVOC(揮発性有機化合物)を排除しほぼ100%植物油を材料としたベジタブルインキを使用しています。



71.43kgのCO₂削減量＝
樹齢50年(高さ22m・直径26cm)の
杉の木約5.12本分が1年間に吸収する
CO₂量に匹敵します。

(出典:林業白書)



株式会社日本スマートエナジー

この印刷物は、倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課が
印刷プロセスで使用する7.83kgのアルミ板をリユースして印刷する事で、

CO₂排出量を71.43kg削減しました。



当CO₂削減認証は株式会社日本スマートエナジーがこの印刷システムを厳格・公正に審査・確認して与えられたものです。